

◇ 方針

飯田市では、飯田市健康増進計画「健康いいだ21（第2次）」に基づき、糖尿病性腎症や脳血管疾患等の重症化予防を重視した取組を推進し、「いいだ未来デザイン2028」の戦略計画には「働き盛り世代からの健康づくり」と位置づけて取り組んでいます。

飯田市国保の医療費の約4割を占める生活習慣病は、重症化すると脳血管疾患・虚血性心疾患・腎不全などの重篤な疾患に至る市民の健康にとって重要な課題です。健康寿命の延伸や壮年期死亡の減少に向け、保健事業に取り組んでまいります。

◇ 特定健康診査の概要

特定健康診査（以下「特定健診」）は、国が保険者に実施を定める年に一度の健診で、40～74歳を対象に実施しています。

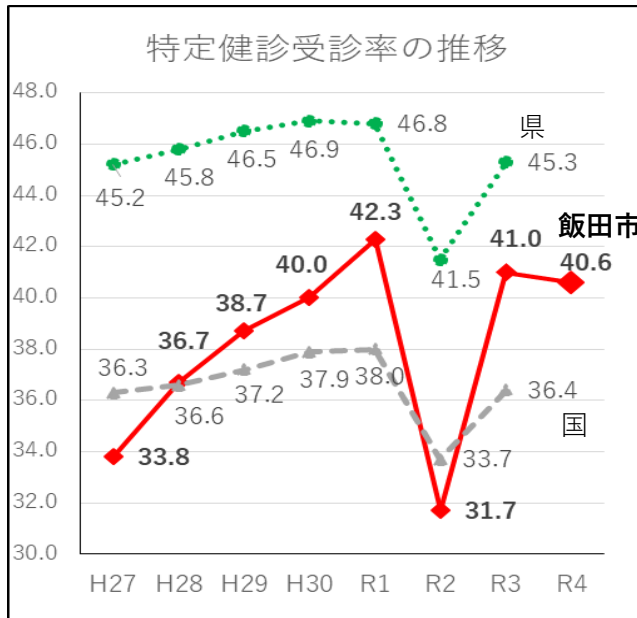
飯田市では、医療機関等で受診する個別健診と、公民館等で受診する集団健診の設定をしており、血液検査・尿検査・診察・問診・心電図・眼底検査を実施しています。特定健診は、個人の健康を守ることはもちろんですが、健診受診率や特定保健指導の実績による評価により、国から保険者に支給される交付金の金額にも影響します。

◇ 特定保健指導の概要

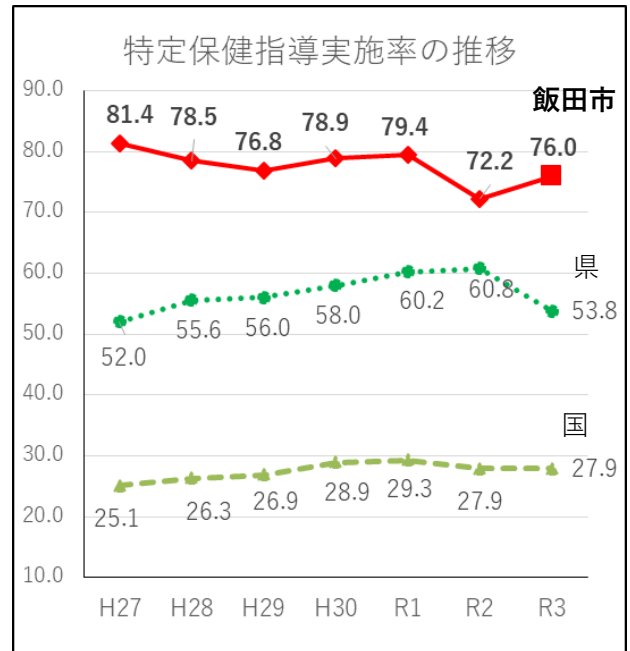
特定健診の結果から生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、対象者の身体状態に合わせた生活習慣を見直すための支援をします。特定保健指導には、リスクの程度に応じて積極的支援と動機づけ支援があります。（よりリスクが高い方が積極的支援となります。）特定保健指導に該当する方は、2回以上の継続した保健指導を実施しています。

特定保健指導対象者：腹囲（もしくは体重）が基準以上で、さらに血圧・糖・脂質のいずれかの数値が基準以上の方のうち、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している方を除いた方

◇ 特定健診受診率および特定保健指導実施率



R4の数値はR5.4月時点の参考値です。
R4年度の受診率の確定は、R5年秋以降です。



特定健診受診率は、県と比較すると低い状況ですが新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の健診受診率とほぼ同じ受診率まで回復しました。受診率を年齢別にみると40～64歳は県よりも高く、65～74歳では県よりも低い状況です。

特定保健指導実施率は、県と比較して高率で維持しています。

◇ 特定健診受診率向上に向けた取組み

1 受診しやすい環境整備と受診機会の確保

感染予防に配慮した安全な集団健診の実施、40歳の方の集団健診の自己負担無料（基本項目）、対象者全員を集団健診へ案内する地区の増加、土曜日や午後の健診を行います。

- 2 利便性の向上
前立腺がん・大腸がん等のがん検診、風疹抗体検査を同時に受診できるよう取り組みます。
- 3 医療機関訪問
県に比べ受診率の低い 65 歳以上の方の約 6 割が定期的に通院をしていることから、市内内科医療機関を訪問し、受診率向上に向けた依頼をしていきます。(令和 4 年度は 13 医療機関に訪問)
- 4 受診勧奨
健診対象者の皆様への広報として、対象者への受診券送付に加えて、広報いいだ年 4 回、市のホームページ、FM いいだ、暫定納税通知書に健診案内を同封するなど様々な機会でお知らせします。健診未受診者や新規国保加入者、昨年度の生活習慣病重症化予防対象者へ電話や文書による受診勧奨を行います。(令和 4 年度は、文書 2,575 件、電話 178 件実施)
- 5 受診率向上のための魅力的なインセンティブ(健診受診を促すための動機づけ) 事業
健診受診者の中から 100 名の方に「域産域消の食育店」と健康増進施設「ほっ湯アップル」で使用可能なクーポン券を送付します。

◇ 特定健診後の保健指導の実施

- 1 特定保健指導に該当する方
2 回以上の継続した保健指導を実施します。
- 2 生活習慣病重症化予防対象者への保健指導
高血圧・脂質異常・糖尿病・腎機能障害等の重症化のリスクが高い方へ継続した保健指導を実施します。具体的には医療受診が必要な方には適切な受診への働きかけを行う受診勧奨を、治療中の方へは医療機関と連携し重症化予防のための保健指導を実施します。(令和 4 年度は集団健診受診者のうち 359 人、個別健診受診者のうち 74 人に実施)
- 3 その他の保健指導
健診の結果、保健指導が必要と判断した方は、集団健診後の結果説明会にお呼びし、個別の保健指導を実施します。また、医療機関の受診が必要な方には精密検査の受診勧奨を行い、3～4 か月後に精密検査を未受診の方には、再度受診への働きかけを行います。

◇ 第 3 期データヘルス計画の策定

第 2 期データヘルス計画(2018～2023 年度)の評価を行い、データ分析による地域課題を明確にしたうえで第 3 期データヘルス計画(2024～2029 年度)を策定します。

【参考】健康いいだ 21(第 2 次)について

国が「健康日本 21」の取組を法的に位置づけた健康増進法に基づき、生活習慣病予防を視点においた健康増進法計画「健康いいだ 21(第 2 次)」を策定し、取組を推進しています。

今年度第 2 次計画の評価を行い、第 3 次計画(2024～2035 年度)の計画を作成します。

当市の特徴や市民の健康状態の分析により、合併症の発症や症状発展などの重症化予防を重視し、市民の健康や生活の質の向上を図るとともに、健康寿命の延伸や壮年期死亡の減少、市民総健康、生涯現役の実現を目指しています。

